

平成 2 4 年 第 8 回

おおい町農業委員会議事録
(縦覧用)

おおい町農業委員会
(平成 2 4 年 1 0 月 3 0 日)

召集年月日 平成24年10月30日（火）

召集の場所 おおい町役場 2階 正庁ホール

開会 平成24年10月30日 午後2時05分

閉会 平成24年10月30日 午後2時40分

出席委員

1番	堀口 巧	2番	岡 久雄	3番	木村秀樹
4番	池田寛治	5番	小原好一	7番	藤原健治
8番	中谷洋子	9番	西 忠彦（職務代理）		
10番	藤田照彦	11番	青井壽男	12番	上團英廣
13番	中野岩二郎	15番	民安記一（会長）		
16番	中塚好美	17番	田中照彬	18番	松宮利廣
19番	田中 廣	20番	徳庄よし子	21番	寺本清二

欠席委員（2名）

6番	今川直樹	14番	浜上雄一
----	------	-----	------

出席事務局

事務局長	反田志郎	事務局次長	奥 治房	書記	竹浦千鶴
書記	藤原昭洋				

提出議案

議案第19号	農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転 許可申請審議について
議案第20号	農地法第5条第1項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議について
議案第21号	農地法第5条第1項の規定による農地の所有権移転 許可申請審議について
議案第22号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画審議について

事務局長

皆さんご苦労様です。

ただ今から、平成24年第8回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に6番今川委員さん、14番浜上委員さんから欠席の連絡を受けておりますのでご報告いたします。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております4議案でございますのでよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、会長から、開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会長

本日は、平成24年第8回おおい町農業委員会を招集させて頂きましたところ、皆様方には公私とも大変お忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

先週は、農業委員の県外視察研修に早朝の出発、また、3日間の行程にもかかわらず、15名の参加を得て南九州に行ってまいりました。皆様のご協力により全員、無事に帰ってくることができました。この場をお借りいたしまして、お礼も申し上げます。

それでは会議に入ります。本日上程の4議案、慎重審議いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

(会長)

本日の出席委員は、19名でございます。よって会議規則第6条の規定により会議が成立いたしますので、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長

日程1 会議録署名委員の指名についてであります。恒例により、わたしのほうから指名させていただくことにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

それでは、3番木村委員さんと4番池田委員さんを指名いたします。

[日程 2]

議 長

日程2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について、を議題とします。

それでは、議案の内容について事務局が説明致します。

局 長 はい、議長。

議案第19号は、〇〇県在住の〇〇〇〇さん所有の土地を、おおい町〇〇の〇〇〇〇さんが取得するものであります。詳細については、書記の竹浦に説明させます。

(事務局書記、議案第19号資料説明)

事務局 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

岡委員 本案の現地につきましては、26日の午後1時30分から田中委員と私と事務局3名同行のもと、現地を確認してまいりました。本件は、〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇さん所有の農地を隣接するおおい町〇〇の〇〇〇〇さんに所有権移転するものであります。〇〇〇〇〇号〇〇番地の〇〇氏所有の農地の畦畔ブロックを外すことにより、併せて1反3畝余りの農地として一体的に利用できる利点があると感じました。〇〇さんの自宅の目の前に位置し、通作にも便利であることから、今回の申請地を取得し、規模拡大されることについては、今後の農業経営になんら問題が生じるものではないと判断いたします。

議 長 はい、ご苦労様でした。ただいま事務局からの説明と、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第19号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定します。

[日程 3]

議 長 日程3 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地

の使用貸借権設定許可申請審議についてを議題とします。
それでは、議案の内容について事務局に説明させます。

局長 議案第20号は、おおい町〇〇の〇〇〇〇氏の農地を転用し、二男の〇〇〇〇氏の住宅用地とするため、使用貸借権を設定するものであります。詳細については、書記の竹浦に説明させます。

(事務局、議案第20号資料説明)

事務局 申請地は、上下水道管2種類が埋設された沿道の区域にあり、街区の50%程度が宅地でありますので、許可基準は、街区の40%以上が宅地である第3種農地と判断されます。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、当案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

岡委員 本案の現地につきましても、26日の午後、田中委員と私と事務局3名同行のもと、現地を確認してまいりました。

本件は、おおい町〇〇の住宅が隣接した一画にあり、今回の申請地の向かい隣には、昨年、農地転用許可を取得し、建設された住宅がそこに見ることができ、宅地化が進んでいる区域と感じました。

現地はすでに、昭和47年ごろ、農協の育苗ハウスとして貸し出し、平成4年に賃貸借契約満了ののちは、自己の農作業用用地として、復田することなく使用していたことに関して〇〇〇〇氏は大変反省し、始末書を提出済みと事務局より聞いております。

今回の申請は、貸し手の〇〇〇〇さんの二男であります〇〇〇〇〇さんの婚姻に際し、新居を建てられるものですが、申請地の隣には〇〇さん所有の農舎があり、〇〇さんは農業を継ぐ意思があるとのことですので、この地において農地の転用に至ったことは、やむを得ないものと判断いたします。

議長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議長　　ご異議がないようでございますので、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による農地の使用貸借権設定許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 4]

議長　　日程4 議案第21号 農地法第5条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議についてを議題とします。
それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局長　　議案第21号は、おおい町本郷、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇氏所有の農地を転用し、新たに〇〇となられた〇〇〇〇氏の車庫用地とするため、所有権移転の許可を申請するものであります。詳細については、書記の竹浦に説明させます。

(事務局、議案第21号資料説明)

事務局　　申請地は、上下水道管2種類が埋設された沿道の区域にあり、500メートル以内に本郷小学校、なごみ診療所が存在する第3種農地と判断されます。

議長　　ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

岡委員　　本案の現地につきましても、26日の午後、田中委員と私と事務局3名同行のもと、現地を確認してまいりました。

本件は、なごみ診療所の周辺に位置し、付近一帯は、なごみ施設用地として整備され、それに連なるように住宅が連たんした地域の一画にあり、今後も宅地開発等が進んでいく区域と感じました。

現地はすでに、平成18年ごろ、〇〇〇〇〇のための車庫がなかったため、農地転用の手続きが必要とは知らず車庫を建設し、現在に至っていることに関して〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏は大変反省し、始末書を提出済みと事務局より聞いております。

今回の申請は、〇〇の交代に合わせ、〇〇個人の資産の整理にあたり、〇〇用として、かつ、〇〇用として車庫は必要で、その規模は、必要最小限度であることから、農地の転用に至ったことは、やむを得ないものと判断いたします。

議 長 事務局からの説明と、ただ今、農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第21号 農地法第5条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、許可相当の意見を付して県へ進達するものと決定します。

[日程 5]

日程 5 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議についてを議題とします。この案件は、おおい町長から同意を求められたものであります。

それでは、議案の内容について事務局から説明致します。

局 長 議案第22号は、農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用権を設定するものであり、おおい町農業委員会に同意を求めらるものであります。詳細については、書記の藤原に説明させます。

事務局 議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議について説明させていただきます。

貸付人氏名、終期、始期、期間、所在地、利用権の種類、地目、面積、設定状況、借受人の順に読み上げさせていただきます。

(事務局、議案資料説明)

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますので、農地委員さんからご報告願います。

岡委員 本案の現地につきましても、26日午後から田中委員と私と事務局で現地を確認してまいりました。

農用地利用集積計画は、新規設定3筆で、全筆確認してまいりました。

確認しました現地のうち、〇〇の〇〇氏所有の農地は、ススキ、セイタカアワダチ草が繁茂し、耕作放棄地であることを確認しました。この状態では容易に復田することが不可能と感じましたが、

耕作放棄地再生事業制度を活用し、借受人である〇〇〇〇氏に負担を強いることなく再生されることを聞き、安心した次第であります。

なお、これ以外は全て農地として利用されている状態であり、良好な状態でありましたことをここに報告いたします。

議 長 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですが、何かご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画審議については、同意することといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程いたしました全ての日程を終了いたします。

議 長 次回の開催予定につきまして、事務局よりお願いいたします。

(事務局、日程報告)

議 長 農地利用状況調査（農地パトロール）の実施について、中塚農地委員長から報告をお願いします。

(中塚委員長報告)

議 長 続いて、その他案件について、順次、事務局よりお願いいたします。

(事務局、福井県農業委員大会について報告)

議 長 それではこれで、平成24年第8回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。